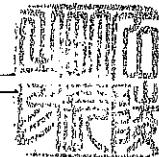


広陵町告示第10号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成23年5月10日

広陵町長 平岡 仁



- 1 都市計画の種類及び名称
大和都市計画大塚・安部地区地区計画
- 2 決定に係る都市計画区域を定める土地の区域
広陵町大字大塚及び安部の一部
- 3 縦覧場所
広陵町役場1階 事業部都市整備課

大和都市計画地区計画の決定（広陵町）

大和都市計画大塚・安部地区地区計画を次のように決定する。

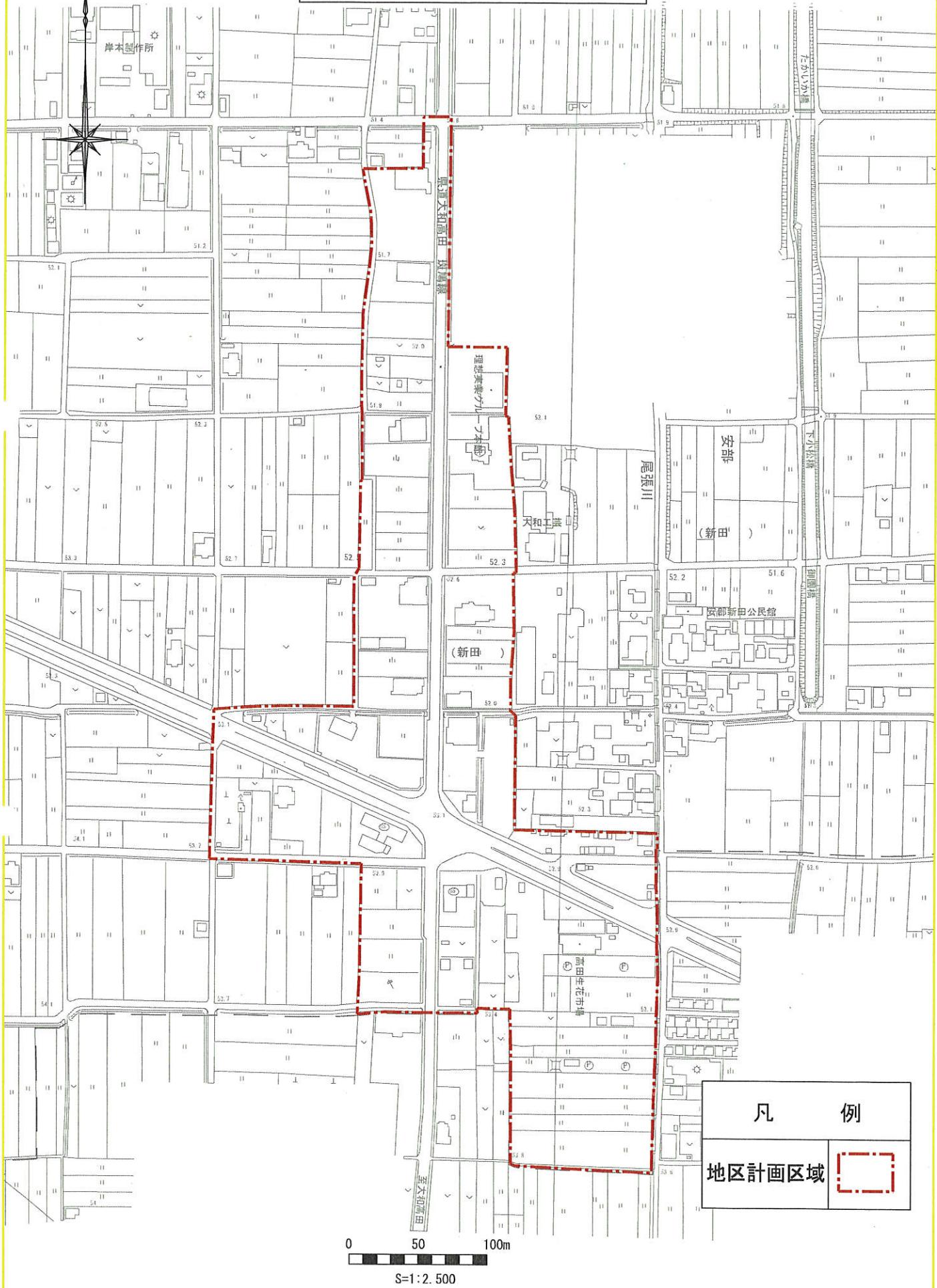
1. 地区計画の方針

名 称	大塚・安部地区地区計画	
位 置	広陵町大字大塚及び大字安部の一部	
面 積	約 10.4 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、広域幹線道路である都市計画道路中和幹線と主要地方道大和高田・斑鳩線が交差する場所に位置し、交通の利便性が高く、本町において位置づけている「中和幹線拠点」としてふさわしい土地活用を図ることとしている。 このため、地区計画の策定により適正かつ合理的な土地利用を図り、健全な都市環境を形成及び保持していくことを目標とする。
	土地利用の方針	優れた交通条件を活かし、健全で合理的な土地利用を図るために、商業・業務機能の集積を推進するとともに、周辺農地や住宅地等との調和が図られ、幹線道路沿道にふさわしい市街地を形成する。
	地区施設の整備方針	秩序ある土地利用及びまちなみ形成を図るため、区画道路等の公共施設について適正に配置する。
	建築物等の整備方針	良好な商業・業務環境を保持すること及び美観上等からの配慮により、建築物の用途の制限、壁面位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、及びかき又はさくの構造の制限を定める。

地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ホテル、旅館 ②カラオケボックスその他これに類するもの ③マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これに類するもの
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離及び隣地境界線までの距離の最低限度は、以下のとおりとする。</p> <p>ただし、本地区計画の都市計画決定時において、現に存する建築物については、当該規定は適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①道路の境界線 1.0m ②その他の隣地境界線 0.5m
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>①建築物の外観の各立面の色彩は、刺激的な色彩や装飾（光又は明かりを用い、点滅する装置を含む）を避け、周辺の眺望・景観と調和するよう配慮したものとする。</p> <p>外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色彩は、地区の環境に調和した落ち着いたものとする。</p> <p>②表示又は掲出することができる屋外広告物は、自己の用に供し、周辺の眺望・景観と調和するように位置、大きさ、設置方法、色彩等に配慮したものとする。</p>
	かき又はさくの構造の制限	<p>道路境界線側にかき又はさくを設ける場合は、宅地地盤面からの高さが1.5m以下のフェンス、鉄柵等の透視可能なもので、美観を損ねるおそれのないものとする。ただし、フェンス等の下に積むコンクリートブロック類の高さは、宅地地盤面から、60cm以下とする。ただし、生垣はこの限りでない。</p> <p>ただし、本地区計画の都市計画決定時において、現に存する建築物については、当該規定は適用しない。</p>

区域は、計画図表示のとおり。

大塚・安部地区計画図



凡例

地区計画区域